

平成 30 年度
兵庫県最先端技術研究事業（COEプログラム）
公 募 要 領

公募受付期間及び提出先

平成30年3月9日（金）～ 4月16日（月）（必着）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時30分 月曜～金曜

兵庫県 産業労働部 産業振興局 新産業課

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号1号館6階

TEL：078-341-7711（内線：3640）

提案書様式等については以下のホームページからダウンロードできます。

◇ホームページアドレス◇

http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/ie03_000000002.html

※なお、本事業は平成30年度の予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために事前に募集の手続きを行うものです。そのため、平成30年度予算成立が前提であり、補助事業の内容などに変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

平成30年3月
兵 庫 県

目 次

| | ページ |
|---|-----------|
| 1. 事業の概要 | 1 |
| (1)目的 (2)事業内容 (3) 応募区分 (4)対象産業分野 (5)事業スキーム | |
| 2. 応募資格 | 4 |
| (1)共同研究チームの資格要件 (2)研究プロジェクトの実施体制 (3)重複提案の制限 | |
| 3. 応募手続 | 7 |
| (1)応募 (2)インターネットの利用 | |
| 4. 研究プロジェクトの選定 | 8 |
| (1)研究プロジェクトの募集、受付 (2)評価 (3)研究プロジェクトの採択 | |
| 5. 補助金の交付等 | 10 |
| (1)補助金額 (2)補助期間 (3)対象となる経費 (4)補助事業の実績確認等 (5)補助金の返還 | |
| 6. 進捗管理・事後評価等 | 13 |
| (1)研究途中段階 (2)事後評価 (3) 本格的研究等への移行状況調査等 | |
| 7. 成果の取扱い | 13 |
| (1)研究成果の公開 (2)研究成果の帰属 (3)取得物品等の帰属 | |

最先端技術研究事業（COEプログラム） 公募要領

兵庫県では今後成長が期待される次世代産業分野の育成を図っています。次世代産業を中心とした兵庫県の将来を支える産業分野の育成を図るため、産学官連携による萌芽的な研究調査や立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを支援する提案公募型の研究補助制度「兵庫県最先端技術研究事業（COE^(*)プログラム）」を実施します。本事業には、次の2つの応募区分があります。

「可能性調査・研究」は、産学官連携による共同研究体制を構築するとともに先行技術や市場調査、予備的実験を中心とした萌芽的・準備的な段階の研究調査を支援します。

「応用ステージ研究」は、国や企業の大型研究プロジェクトなどを活用した本格的な研究・試作開発への移行が期待される産学官連携による応用研究段階の共同研究チームを支援します。

* COE (center of excellence : 中核的研究機関)

特定分野の研究において国際的な水準を持ち、地域の核となる卓越した研究機関

1. 事業の概要

(1) 目的

21世紀の兵庫を担う成長分野の産業の育成を図るため、比較的初期の段階にある産学官連携による共同研究チームを支援し、実用化のための本格的な研究開発へとつなげていくことにより、本県経済の活性化をめざします。

(2) 事業内容

産学官で構成する共同研究チームを対象に研究プロジェクトを公募し、有識者会議において評価を行った上で、採択プロジェクトを決定し、補助を行います。

(3) 応募区分

本事業は、2つの応募区分があります。提案は、いずれかの応募区分を選択して行う必要があります。同一事業についてそれぞれの応募区分に同時提案することはできません。（同時提案した場合は、いずれの応募区分でも不採択となります。）また、提案内容の評価及び採択事業の決定についても、応募区分ごとに行います。

概要及び主な相違点は、以下のとおりです。

| 区 分 | 可能性調査・研究 | 応用ステージ研究 |
|-------------|--|--------------|
| 対象産業分野 | ① 先端医療関連（創薬・医療機器等） ② 次世代エネルギー・環境（水処理、水素等） ③ 高度技術関連（航空宇宙、ロボット等） ④ オンリーワン技術（競争力のある優れた技術・ノウハウの獲得を目指し、今後県の産業の発展に期待できる研究開発） | |
| 補助対象者 | 産学官で構成される共同研究チーム 要件：①「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成 ②「産」のうち県内に事業所を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業者を少なくとも1者含むこと ③ 対象産業分野の事業拡大もしくは新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した事業化計画を有していること | |
| 1課題あたりの補助金額 | 10～100万円 | 100～1,000万円 |
| 補 助 率 | 定額 | |
| 対 象 経 費 | 研究（調査、試験分析、試作を含む）に必要な経費 | |
| 補 助 期 間 | 1年間 | 原則1年間（最大2年間） |

◇可能性調査・研究◇

産学官連携による共同研究チームが行う、先行技術や市場調査、研究会の開催、簡易な予備的実験の実施などを支援します。既に応用研究段階や開発研究段階、事業化段階に入ったプロジェクトを対象とするものではありません。

短期的には国や県の競争的資金の獲得等による研究のレベルアップを目指していただくとともに、最終的には研究の成果を用いて本県における製品の实用化、事業の展開等を実現していただくことが必要です。したがって、共同研究チームにおける県内民間企業の積極的な参加が求められます。

なお、将来的な製品の開発等の事業化を目標としない先行技術や市場調査、研究会等は対象にはなりません。

◇応用ステージ研究◇

産学官連携による立ち上がり期の予備的・準備的な研究開発を支援します。

これまでの立ち上がり期における技術的な内容に関する未詳な点等を明らかにし、民間企業における大規模プロジェクト、国等の競争的資金制度を活用した製品・技術や試作開発等へつながるようなプロジェクトを対象とします。

また、最終的には研究の成果を用いて、本県における製品の实用化、事業の展開等を実現していただくことが必要です。したがって、共同研究チームにおける県内民間企業の積極的な参加が求められます。

(4) 対象産業分野

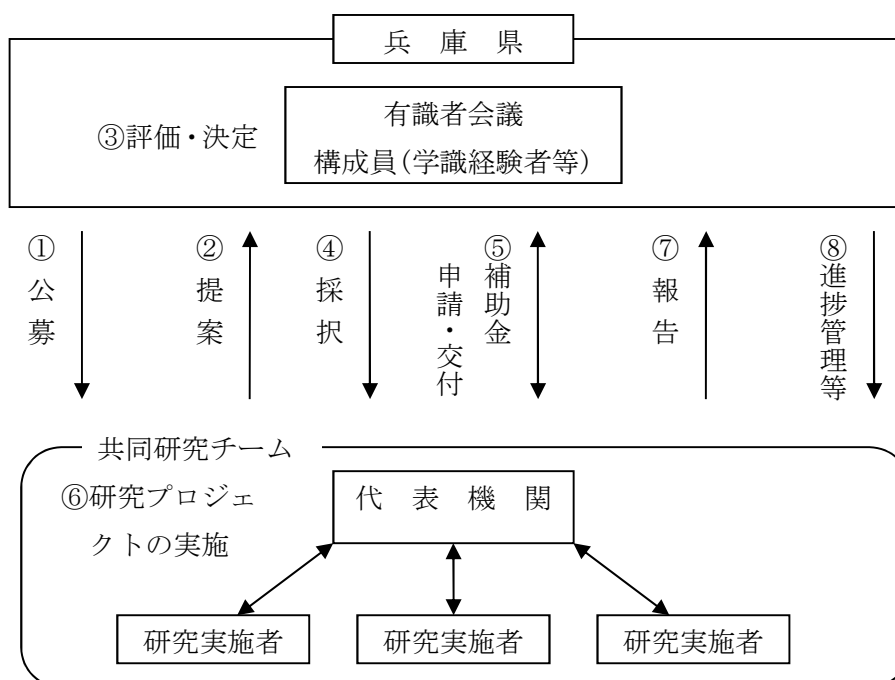
以下の成長産業の事業拡大もしくは新規参入を目的とする研究を対象とします。

- ①先端医療関連（創薬・医療機器等）
- ②次世代エネルギー・環境（水処理、水素等）
- ③高度技術関連（航空宇宙、ロボット等）
- ④オンリーワン技術（競争力のある優れた技術・ノウハウの獲得を目指し、今後県の産業の発展に期待できる研究開発）

(5) 事業スキーム

兵庫県（以下「県」という。）が共同研究チームを対象に研究プロジェクトを公募し、外部有識者による評価を経て研究プロジェクトを採択します。

採択後、共同研究チーム（代表機関）からの申請に基づき補助金を交付します。



- ① 公募：応募資格については、4ページ参照
- ② 提案：プロジェクトの応募手続きについては、7ページ参照
- ③ 評価・決定：研究プロジェクトの選定については、8ページ参照
- ④ 採択：9ページ参照
- ⑤ 補助金申請・交付：10ページ参照
- ⑥
- ⑦ 報告：補助事業の実績報告については、12ページ参照
- ⑧ 進捗管理等：進捗管理・事後評価等については、13ページ参照

2. 応募資格

以下の要件を満たす、産学官で構成する共同研究チームが応募できます。

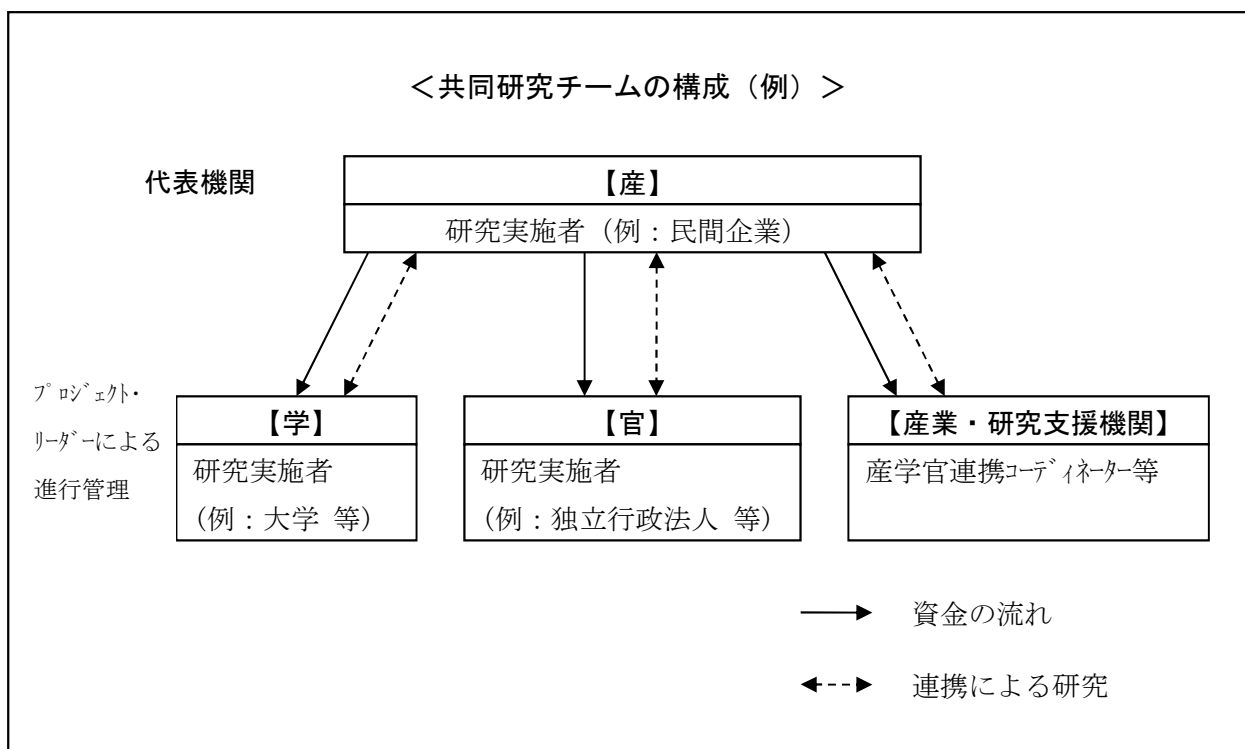
(1) 共同研究チームの資格要件

次の全ての要件を満たす共同研究チームを対象とします。

- ① 「産・学・官」、「産・学」又は「産・官」で構成すること
- ② 「産」のうち、県内に事業所を有しかつ県内で研究活動を行っている中小企業者（※：次頁参照）を少なくとも1者含むこと
- ③ 1. (4) 対象産業分野（3 ページ）の事業拡大もしくは新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した事業化計画を有していること

なお、これらの要件を満たした共同研究チームに、産業・研究支援機関が参加することができます。この場合、共同研究チームは、産と学又は産と官に産業・研究支援機関を加えたものをいいます。

共同研究チームにおける各機関が相互に強力に連携を図り、研究を進めていくことが求められます。（各機関の実質的な研究への参加が必要です。）



①産、学、官とはそれぞれ以下の(ア)～(エ)の要件を満たす機関又は研究者とします。

(ア)産：民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会
特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等

(イ)学：大学、工業高等専門学校等

(ウ)官：国立研究機関、独立行政法人、主として研究機能を有する公益法人及び特殊法人、公的試験研究機関等

(エ)産業・研究支援機関：商工会議所、商工会、産業振興や技術移転等を目的とする公益法人等

- ②「研究活動を行っている中小企業者」とは、研究部門又は研究所を有する中小企業者をいいます。ただし、試験分析のみを行う場合は含みません。

※ 『中小企業者』とは

1) 中小企業者としての会社等

下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する者であって、みなし大企業（注2）に該当しないもの。（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項一～五）。

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金基準 資本金の額又は出資の総額 | 従業員基準 常時使用する従業員の数 |
|---|-----------------------|----------------------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（下記以外） | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

注2) 本事業において、みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

注3) 大企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結したもの(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合
- ・大学

2) 中小企業者としての組合等

事業協同組合等、特別の法律によって設立された組合及び連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記表の中小企業者である団体

(2) 研究プロジェクトの実施体制

共同研究チームには、次の体制により研究プロジェクトを実施していただきます。

① 代表機関及びプロジェクト・リーダー

共同研究チームには、研究プロジェクトの応募にあたり、構成員の中から代表機関及びプロジェクト・リーダーを選任していただきます。

(ア) 代表機関

研究の実施、事務的管理等、研究プロジェクト全体の遂行について、一切の責任を負う代表機関を、共同研究チーム内の「産」、「学」又は公益法人、産業・研究支援機関（共同研究チームに参加のある場合）から選任してください。

代表機関は県内に拠点を持つ機関であることが必要です。（検査等は県内拠点で実施します。）

(イ) プロジェクト・リーダー

研究プロジェクトの運営管理、共同研究チームの構成員相互の調整等を行うプロジェクト・リーダー（個人）を選任してください。（代表機関に所属する者である必要はありません。）

◇留意事項◇

- ・代表機関は公益法人である必要はありません。また、代表機関が公益法人であるとの理由で、評価が良くなるわけではありません。
- ・代表機関は、代表機関としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていることが必要です。代表機関が全ての構成員の経費関係（書類等）を管理できるように経理担当を決めることが必要です。
- ・研究期間（2年間にわたり実施される研究の場合は2年間）途中での代表機関の交代は、原則として認めません。
- ・本事業は補助事業であり、委託事業ではありません。共同研究チームが、主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。

② 共同研究契約の締結

共同研究チームは、構成員間で共同研究契約を締結するなど、研究を進めていく上での権利関係等を調整の上、研究を実施して下さい。

(3) 重複提案の制限

本事業に提案する研究プロジェクトと同一の内容で、既に県や国等の補助や委託を受けたことがあるか又は現に受けている研究プロジェクト（採択が決定しているものを含む）を、本事業に重ねて応募することはできません。

万が一、正しい報告が行われなかった場合や記載漏れが判明した場合は、採択後であっても採択を取り消す場合があります。

なお、本事業による研究プロジェクトを実施中に、さらなる本格研究に向けて国等の競争的資金制度に応募することについては、奨励します。

3. 応募手続

(1) 応募

① 研究提案書の提出

研究プロジェクトの提案は、代表機関が行ってください。

② 研究提案書

- ・研究提案書は、本公募要領に添付の様式により作成してください。
- ・様式の大きさはA4版で、片面印刷としてください。
- ・日本語で作成してください。
- ・通し番号（〔様式1〕から1ページ）を用紙下中央に記載してください。
- ・副本来に押印は不要です。
- ・正本がカラー印刷の場合、副本についてもカラーで印刷してください。

③ 必要書類

○代表機関代表者の押印のある研究提案書（正1部、副4部）

| 様式 | 可能性調査・研究 | 応用ステージ研究 |
|----------------------|----------|----------|
| 研究提案書 | ○（様式1） | ○（様式1） |
| 研究プロジェクト総括表 | — | ○（様式2） |
| 研究プロジェクト実施体制説明書 | ○（様式2） | ○（様式3） |
| 研究プロジェクト内容等説明書 | ○（様式3） | ○（様式4） |
| 研究プロジェクト資金計画書 | — | ○（様式5） |
| プロジェクト・リーダー研究経歴書 | — | ○（様式6） |
| 代表機関の概要 | — | ○（様式7） |
| 参加機関等の概要 | — | ○（様式8） |
| プロジェクト・リーダー及び代表機関の概要 | ○（様式4） | — |

○代表機関の決算書（貸借対照表、損益計算書）※直近2期分（2部）

○参加中小企業の会社概要パンフレット ※任意（1部）

○研究提案書チェックシート（1部）

④ 募集期間及び提出方法

平成30年3月9日（金）～4月16日（月）（必着）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時30分 月曜～金曜

※研究提案書は、ご持参いただくほか書留郵便、宅配便での提出も可能です。

⑤ 提出先（お問い合わせ先）

研究提案書の提出先及び本件に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【事務局】

兵庫県 産業労働部 産業振興局 新産業課

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号1号館6階

TEL：078-341-7711（内線：3640）

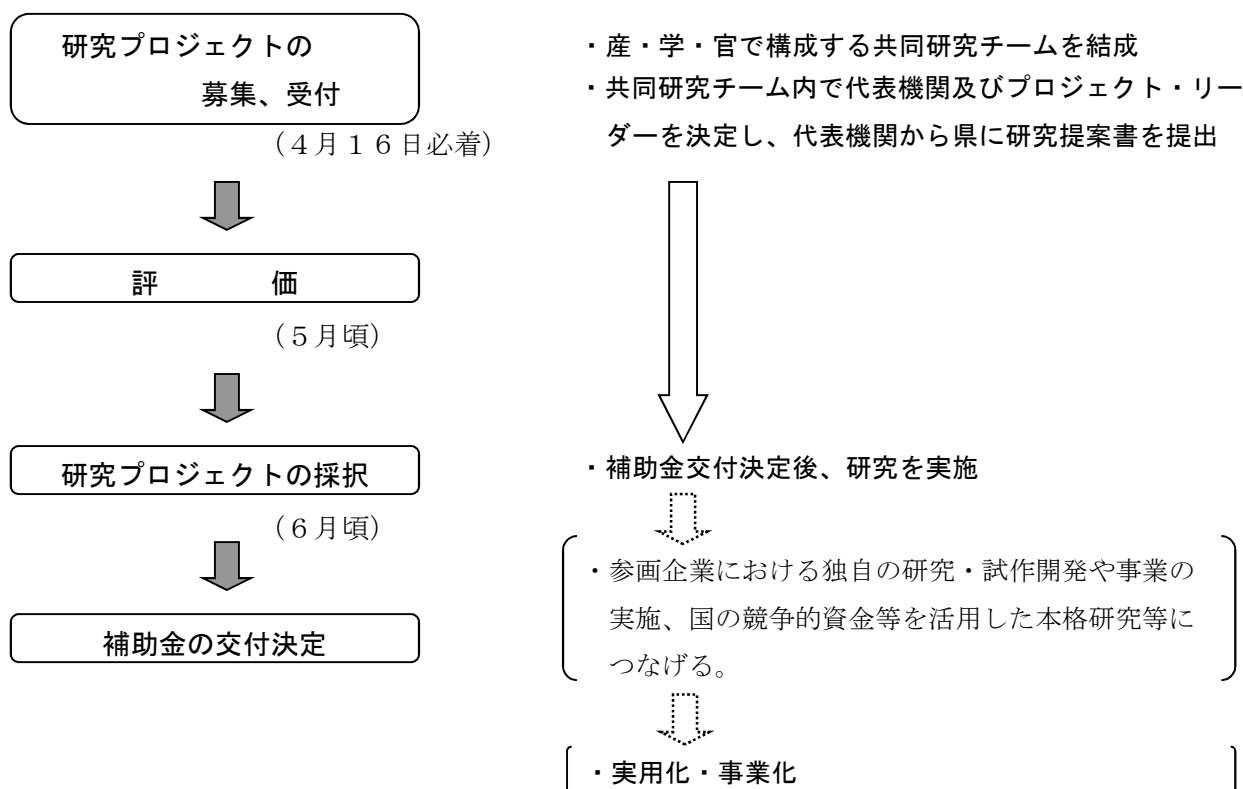
(2) インターネットの利用

提案書様式等については以下のホームページからダウンロードできます。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/ie03_000000002.html

4. 研究プロジェクトの選定

本事業の流れは、次のとおりです。ただし時期は変更になる可能性があります。



(1) 研究プロジェクトの募集、受付

4月16日(月)必着で研究提案書を提出願います。

研究提案書を受理後、応募資格等を確認し、資格を満たしていないと認められる場合は、速やかに代表機関にご連絡します。

(2) 評価

学識経験者らで構成される有識者会議を開催し、評価を実施します。まず技術分野(※)ごとに書面による評価を行い、書面評価を通過したプロジェクトについて、ヒアリング(共同研究チームによるプレゼンテーション。「可能性調査・研究」においては、原則として、書面評価のみとし、ヒアリングは実施しません。)を実施します(スケジュール等については別途連絡)。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

なお、技術分野については原則として応募者の希望を優先しますが、会議構成員の専門分野等を勘案の上、他分野での評価とさせていただく場合もありますので、ご了承ください。

◆技術評価の分野(※)

- 医療・バイオ分野・・・医学、生物学、薬学 等
- 工学システム分野・・・機械工学、システム工学、情報通信 等
- 新材料分野・・・・・・材料工学、金属、化学 等
- 複合分野・・・・・・環境科学 等

※技術分野は対象産業分野とは必ずしも一致しません。

◆評価の視点

<可能性調査・研究>

- (ア) 産学官連携による研究体制の内容や方法が適切であること
- (イ) 今後、応用研究段階へ移行するに当たり、実施に必要な資源が確保されている（あるいは、確保される見込みがある）こと
- (ウ) 次年度以降、国や県の競争的補助金の獲得が十分に見込まれる研究課題であること
- (エ) 研究の具体的かつ明確な目標が設定されていること 等

<応用ステージ研究>

- (ア) 研究の具体的かつ明確な目標が設定されていること
- (イ) 新規性、革新性に富む優れた成果が期待されること
- (ウ) 本格研究への展開の見込など課題の発展性が認められること
- (エ) 実施の体制や方法が適切であり、実施に必要な資源が確保されていること 等

<共通事項>

- ・次世代産業分野、オンリーワン技術を目指す等により、兵庫県の産業競争力の強化や雇用の創造に結びつき、「兵庫県地域創生戦略」を実現する内容であること

(3) 研究プロジェクトの採択

① 採択結果の通知

採択結果（採択／不採択）は、代表機関あてに文書で通知します。
なお、評価の経過等についての問合せには応じられません。

② 採択結果の公表

採択プロジェクトについては、研究プロジェクト名、代表機関名、プロジェクト・リーダー、共同研究チームの構成員、研究プロジェクトの概要を県政記者クラブにおける記者発表、県ホームページ等で公表する予定です。

③ 研究の実施

補助対象経費として認められるものは、補助金交付決定日以降に着手する事業（発注を含む）に必要となる経費です。

補助金に関する交付申請、交付の決定、交付、研究の変更、研究の報告、補助金の返還等については、別に定める補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行います。

④ 補助金の交付

県より代表機関に一括して補助金を交付します。代表機関は責任を持って、交付された補助金を管理、執行してください。

なお、研究開始時の機器の購入等に係る初期の研究費の確保など、円滑な研究遂行のため、代表機関からの請求に基づき、審査のうえ概算払いを行います。その他、補助金については、「5. 補助金の交付等」を参照してください。

⑤ その他

提出書類はプロジェクトの選定のためにのみ使用いたします。

本事業では提案書類の取扱いは厳重に行い、企業（研究）秘密の保持の観点から代表機関の了解なしには提案の内容等の公表は行いません。なお、研究提案書等の返却はいたしませんのでご了承ください。

ただし、採択決定後、採択案件に限って 4.（3）②採択結果の公表に記載のとおり取り扱います。なお、公表前には代表機関に内容を確認いただくこととしています。

5. 補助金の交付等

本事業の補助の内容は次のとおりとします。

（1）補助金額

採択プロジェクト1件に対し、「可能性調査・研究」については、10万円以上100万円以内の範囲、「応用ステージ研究」については、100万円以上1,000万円以内の範囲で定額を補助します。

なお、補助金額については、採択された場合でも、予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合があります。

（2）補助期間

「可能性調査・研究」については、1年間（ただし、補助金交付決定日から平成31年3月31日まで）とします。

「応用ステージ研究」については、原則として1年間（ただし、補助金交付決定日から平成31年3月31日まで）としますが、研究の内容に応じて、翌年度にまたがる研究期間を設定することができます。この場合、当該研究プロジェクト1件あたりの補助金額は、2カ年度合わせて100万円以上1,000万円以内とし、原則として、2年目の補助金額を1年目の補助金額の1/2以内とします。

(3) 対象となる経費

本事業で補助対象となるのは、研究の遂行に必要な(当該研究のみに使用)な以下の経費です。

※消費税は、原則補助対象経費にはなりません。

※振込手数料は、原則補助対象経費になりません。

※社内発注（代表者個人や密接な関連のある子会社等との取引を含む）や共同研究チームの構成員との取引については、原則補助対象とは認められません。

※物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心がけてください。

① 設備・機器費

機械・装置、物品等の購入、製造、試作、改造、修繕又は据え付けに必要な経費

- ・研究を遂行するための、設備（機械・装置）、器具類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずことなく比較的長期の使用に耐えるものが対象となります。
- ・市販のパソコン、製品の製造に容易に転用可能な製造機器等、一般の業務、当該機関全体の研究開発業務に対し汎用性の高い機器等は補助対象外となります。
- ・研究課題の執行上必要な場合、性能向上等が伴う既存設備の改造の経費は認められますが、既存設備の撤去等の経費は補助対象外です。

② 原材料・消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類の調達に必要な経費

- ・補助期間中に使いきることができないものについては補助対象外とします。(使用残がある場合は、購入可能な最小単位までが補助対象となります。)
- ・補助事業の実施に当たっては、金額の多少に関わらず、全ての補助対象物品について一品ごとの報告・管理・証拠書類（支払い証明等）等が必要となるため、申請の際はご留意願います。

③ 外注加工費

原材料等の加工及び設計等をするために、外部の業者に委託若しくは役務の提供を受ける経費

- ・研究開発要素がある部分を外注することは認められません。システム開発については、研究開発の主要部分を丸投げすることは認められませんが、開発製品のシステム部分等一部を外注するというものであれば対象となります。

④ 調査研究経費

本研究の実施に必要な調査に係る旅費、謝金、文献資料の収集等に必要と認められる経費

- ・研究開発を遂行するために必要な打合せ、各種調査等にかかる旅費、謝金が補助対象となります。
(知見の得られない学会等への参加は補助対象外です。) ただし海外旅費は補助対象となりません。
- ・旅費については公共交通機関の利用を原則とします。社用車・私用車等を利用した際のガソリン代・高速道路料金等については補助対象となりません。

⑤ その他経費

- ・市場調査、先行技術調査委託費、データ分析委託費、報告書作成費、機械装置のレンタルリース料、特許出願経費等、特に調査・研究に必要なと認められる経費
- ・調査・研究の遂行を管理するための事務的経費
- ・補助金交付総額の10%を上限として、若手ポスドク、大学院生、アルバイト等研究補助員の人件費
- ・上記の他、知事が必要と認める経費

- ・研究の遂行を管理するための事務的経費として認められるのは、大学・高専等と共同研究を実施するにあたり、大学等の規程により義務的に支払う必要のある事務的経費のみとします。
- ・対象となる人件費は研究補助員のみです。直接主体的にかかわる研究員の人件費、経理担当者の人件費、会議等での事務要員の人件費、また、社会保険料等は補助対象となりません。

(4) 補助事業の実績確認等

各年度において実施した研究成果について報告を求めるとともに、補助金の執行実績について、3月上旬～4月上旬に、補助対象物件や証拠書類（請求書、領収書等）などについて現物確認等の実地検査を実施します。また、補助事業の適正な履行を確保するために、11月～12月頃に、中間検査を実施する予定です。

なお、補助対象となる経費については、**補助期間中(各年度の3月31日まで)に取得し、原則として支払いが完了**しているものに限り（支払い完了の例外適用例：補助員人件費、レンタル・リース等など支払いが月末締め、翌月払いの場合）。また、**取得した物品等が対象年度の研究に活かされる**ことが必要です。

(5) 補助金の返還

共同研究チームは、次に掲げる事項の一つに該当する場合は、既に交付した補助金の一部又は全部を県へ返還しなければなりません。

- ① 交付要綱の規定に違反したとき
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 等

6. 進捗管理・事後評価等

(1) 研究途中段階

県は研究の途中段階において、代表機関等に対し、研究の進捗状況に係るヒアリング調査を行う場合があります。

また、研究期間が2カ年度の研究プロジェクトに関しては、初年度の年度末までに外部有識者による中間評価を実施します。評価結果によっては、2カ年度目の補助が打ち切り・減額される場合がありますのでご承知おきください。

(2) 事後評価

共同研究チームには、補助事業完了後又は県の会計年度終了後5日以内のいずれか早い日までに、県に対し補助事業実績報告書等の提出と併せて研究成果を報告していただきます。この報告に基づき、外部有識者による事後評価を実施します。(事後評価結果は県ホームページに公開します。)

(3) 本格的な研究等への移行状況調査等

事業終了後5年間、県より「本格的な研究等への移行状況調査」を依頼します。また、共同研究チームが本事業の成果を基に競争的資金等を獲得した場合には、報告をお願いします。

7. 成果の取扱い

(1) 研究成果の公開

外部有識者による事後評価終了後、代表機関と協議の上、研究プロジェクト及び成果の概要を県ホームページに原則公開します。ただし、公開に伴い共同研究チームの構成員に不利益が生じると判断される場合、県と共同研究チームとの協議の上で、公開延期等の措置を講じることができます。

なお、共同研究チームは、研究が終了した後、県が実施する成果発表会等での成果発表を求められる場合があります。

また、本事業での研究に関して論文等で発表する場合は、「兵庫県最先端技術研究事業(COEプログラム)」(英語表記: Hyogo COE Research Program) を活用した成果であることを明示してください。

(2) 研究成果の帰属

本事業での研究の実施により得られた研究成果は、共同研究契約等に基づき共同研究チームの各構成員に帰属しますが、その研究成果について産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)を出願もしくは取得する場合、又は実施権を設定する場合は、県への報告をお願いします。

また、取得した産業財産権の全部又は一部の譲渡を補助事業年度終了後5年以内に行う場合は、事前に県への報告をお願いします。

(3) 取得物品等の帰属

本事業の研究を実施した結果、取得し、又は製作した物品等は共同研究契約等に基づき共同研究チームの各構成員に帰属するものとします。

なお、取得財産等については、交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限されます。